

# 徳島県情報公開審査会答申第198号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成29年6月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「〇〇土地改良区において平成29年〇月〇日に開催の総代会において総代〇〇が質疑した内容と、提出した内容書面とそれに答えた〇〇理事長の発言の全部と県が徴収したもの。」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成29年7月3日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）の「平成29年通常総代会議事録」と特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成29年7月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成30年5月29日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

- ・総代会での会議が正確に報告されているか。
- ・審査請求人の発言が抹消されていないか。
- ・徳島県は平成29年通常総代会議事録を検証し、承認されているか。非公開部分の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、反論書及び証拠書類並びに審査庁が行った

口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求書

本件土地改良区には平成〇年（〇）第〇号役員報酬等請求事件、平成〇年（〇）第〇号損害賠償反訴請求事件の判決言渡しが平成〇年〇月〇日に行われ、その内容には数々の不正な支払い、不可解運営状態が示されており、それらがほとんど未解決のままになっている。平成29年〇月〇日に開催された総代会において発言提起して、それらのことが管理監督庁である県に報告されているかを知り、本件土地改良区総代として、また〇〇用水委員長として判断し、地域に報告しなければならない義務を背負っている。

当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとして公開しないこととした理由には納得できない。

### (2) 反論書

本件土地改良区において平成29年〇月〇日に開催された総代会において総代である審査請求人が質疑した質疑書は会議中にマイクを手に持ち発言した内容である。なお、この質疑書は2部作成し、会場で記録係をしていた女子2名に対して各人1部ずつ手渡ししている。

その内容については審査請求書の理由書に記載したとおりである。最初に、土地改良法に基づく総代の地位について誤認している。

総代は地域で選ばれ、選挙管理委員会から当選証書を受け取った地域の代表である。土地改良区が適正に運営されているかを見て、聞いて、地域に持ち帰り報告し、相談し、理事たちに提言していく媒介の役目を担っている。

また、事件、事案が起こった場合には監督庁である県に真実の報告がされているのかを知る必要がある。

このように総代は「知り、判断を強いられる立場」にある。

すなわち、知る権利があることを主張する。

質疑書の未解決の二つの問題の①での992万円の財産的な損害については、条例第8条第1号ロに「生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は公開しなければならないとなっている。

これらに反して質疑書の主要部分を削除して公開に至ったことは単に土地改良区のみならず県の担当者の関与も伺わせられる公開文である。

さらに、土地改良区は一般の営利法人とは異なり公益法人であることから、公開内容についての行政判断は高度なものであって多くの県民に納得支持されるものでなければ、かえって法人の権利として隠蔽されるとなれば条例の目的さえも損ねてしまう。

これらの諸々のことを何も考えずに配属された単一の行政官が無造作に発行された処分決定であるならば大問題である。

当然に全文公開すべきである。

### (3) 口頭意見陳述

本件土地改良区の総代会における審査請求人が質疑した内容と、提出した内容書面とそれに答えた〇〇理事長の発言の全部と県が徴集したものは、次の理由により、公開されるべきである。

- ・ 審査請求人は、本件土地改良区の総代であり、土地改良区の総代は選挙で選ばれたという地域の代表という地位がある。
- ・ 総代会の内容が財産問題や役員の選任内容を含んでおり、それが正確に県に報告されているか総代として確認する必要がある。
- ・ 非公開となった理由として県が開示決定について土地改良区と事前に打ち合わせした可能性がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

県南部総合県民局産業交流部阿南は、本件請求に係る公文書を「〇〇土地改良区平成29年 通常総代会議事録」と特定した。

特定した公文書のうち、本件土地改良区の事務局長及び事務員の氏名並びに本件土地改良区の議長及び議事録記名人の氏名及び捺印は特定の個人を識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人の権利利益を保護する観点から条例第8条第1号により非公開とした。

また、本件土地改良区の会議の内容は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、条例第8条第2号により非公開とした。

以上により、本件請求に係る公文書を部分公開としたものである。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年5月29日	諮問
令和2年2月17日	審議（第169回審査会）
令和2年3月17日	審議（第170回審査会）

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件事案の審査対象について

本件請求は、実施機関が保有する本件土地改良区の平成29年通常総代会議事録の

公開を求めるものであり、実施機関は、本件処分において、当該公文書の一部を条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当するとして非公開とした。

これに対して、審査請求人は、本件公文書のうち、実施機関が条例第8条第2号に規定する情報に該当することを理由に非公開とした「会議の内容（以下「本件非公開部分」という。）」について公開を求めていることから、以下、当審査会では、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

## 2 本件非公開部分の非公開情報該当性について

当審査会が確認したところ、本件非公開部分は、総代会の具体的な審議内容であり、本件土地改良区の事業運営方針に関する情報や財務管理に関する情報など、本件土地改良区の内部管理に属すると認められる情報が記載されていた。

法人の内部管理に属する情報の取扱いについては、社会通念上当該法人の自由が尊重されるものであって、当該法人の意思にかかわらず公にすることにより、当該法人の自律性への不当な侵害になるおそれがあることから、本件非公開部分は、条例第8条第2号本文に規定する情報に該当する。また、条例第8条第2号ただし書に規定する情報には該当しない。

よって、本件非公開部分が条例第8条第2号に規定する情報に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、自らが本件土地改良区の総代であることを理由に本件非公開部分の公開を求めているが、公文書公開制度においては、請求者の属性を問うことなく公開・非公開の判断を行うものである。

なお、その他審査請求人は、自身の発言内容が本件公文書に正確に反映されていないなど主張するが、この点は当審査会の審査対象外である。

## 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長

小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士, 税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者